

一般社団法人東京経営者協会会長 殿

東京労働局雇用環境・均等部長



改正女性活躍推進法に関する周知・広報について（ご依頼）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、雇用環境・均等部の業務の推進にご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年4月12日付、東京労働局発0412第1号によりお知らせしたとおり「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正され、常時雇用する労働者数が101人以上300人以下の事業主においては、令和4年4月1日から一般事業主行動計画の策定や女性の活躍に関する情報公表などが義務化されます。

東京労働局では、新たに義務の対象となる事業主に向けて、一般事業主行動計画の立て方から労働局への届出までの手続き等をわかりやすく解説した動画を作成し、YouTube に掲載しました。

つきましては、傘下会員企業の皆さまへこの動画についてご紹介いただきたく、広報誌への掲載につきましてもご協力をお願いいたします。

また、各種説明会における当部からの説明時間の提供等につきましても、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

参考までに別添1のとおり広報誌への掲載例を作成しましたのでご活用ください。

なお、企業の取り組むべき内容については別添2のチラシ裏面をご覧ください。広報誌へ掲載いただいた場合は、担当あてにお送りいただけますと幸いです。

記

【解説動画等掲載先】

（東京労働局ホームページ）

TOPの『注目情報』『各種ご案内』『女性活躍推進法の改正について』⇒

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/joseikatsuyaku300ika.html)

[roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/joseikatsuyaku300ika.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/kinto2/joseikatsuyaku300ika.html)

東京労働局 女性活躍 101人以上

検索

【添付文書】

別添1 広報誌への掲載例

別添2 事業主周知用チラシ

解説動画公開中

かんたん! これならできる。



【連絡先】東京労働局雇用環境・均等部 指導課（担当：女性活躍担当）

〒102-8305 千代田区九段南 1-2-1 九段第三合同庁舎 14 階

TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557